令 5 山 監 査 第 8 9 号 令和5年(2023年)9月19日

山口県知事 村岡嗣政 様

山口県監査委員友広巖同曽田聡同小田正幸同正司尚義

令和4年度山口県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 4 年度山口県内部統制評価報告書について、その審査をしたので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和4年度山口県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員は、内部統制評価報告書について、山口県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものとする。

3 審査の実施内容

令和4年度内部統制評価報告書について、山口県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、山口県監査委員監査基準及び内部統制評価報告書審査実施基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和4年度山口県内部統制評価報告書及び関係資料について上記2及び3に基づき審査したところ、知事は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。

また、評価の過程で、知事は、「山口県の財務に関する内部統制は評価対象期間において概ね有効に運用されている。」と適正に評価していると認められることから、内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 内部統制の不備の報告について

内部統制上の不備が発生した場合には、速やかな是正はもちろんのこと、的確な是正かつ再発防止につなげるために、内部統制評価部局に対して不備の報告を迅速に伝えることが重要である。

各所属においては、運用上のリスクが発生した場合には、遅滞なく報告することとされているが、評価部局が把握した後に報告されている事例も見受けられた。

これは、そのリスクが発生した際に、内部統制上の不備であるという意識が 薄いことが要因ではないのかとも思料される。

内部統制の不備の報告が適時に行われ、内部統制が有効に働くよう、引き続き制度の周知に努められたい。